

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公表番号】特表2013-525572(P2013-525572A)

【公表日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-032

【出願番号】特願2013-508044(P2013-508044)

【国際特許分類】

C 08 J 7/00 (2006.01)

【F I】

C 08 J 7/00 302

C 08 J 7/00 C F H

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月12日(2014.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面構造化架橋済みシリコーン系材料を作製する方法であって、前記方法は、シリコーン感圧接着剤を含む表面構造化シリコーン系材料を準備する工程であって、前記表面構造化シリコーン系材料が触媒及び反応開始剤を実質的に含まない、準備する工程と、

前記表面構造化シリコーン系材料を電子ビームに曝露して、前記シリコーン系材料を架橋して、前記表面構造化架橋済みシリコーン系材料をもたらすことと、を含む、方法。

【請求項2】

前記シリコーン系材料が非官能化シリコーンである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記シリコーン系材料がシロキサン主鎖及び少なくとも1つの官能基を含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

主表面を有する基材を含む物品であって、請求項1～3のいずれか一項に記載の方法に従って調製された表面構造化シリコーン系材料が前記主表面の少なくとも一部分上にある物品。

【請求項5】

剥離ライナーを作製する方法であって、前記方法は、基材上にシリコーン系材料を含む表面構造化組成物を準備する工程であって、前記組成物が触媒及び反応開始剤を実質的に含まない、準備する工程と、

前記表面構造化組成物を電子ビームに曝露して、前記シリコーン系材料を架橋して、前記表面構造化架橋済みシリコーン系材料を含む剥離ライナーをもたらすことと、を含む、方法。